

## 愛知県公立大学法人音楽学部特任教授就業規則

### (目的)

第1条 この規則は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、愛知県立芸術大学音楽学部及び音楽研究科に勤務する特任教授の労働条件、服務規律、給与その他就業に關し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、「特任教授」とは、愛知県立芸術大学音楽学部及び音楽研究科において教育・研究、実技指導及び論文指導を担当する専任の教授の職にあるものをいう。

### (労働契約の締結)

第3条 理事長は、特任教授を採用する場合には、当該特任教授との間において労働契約を締結するものとする。

### (労働条件の明示)

第4条 理事長は、前条の規定による労働契約締結の際に、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。その他の労働条件については口頭又は文書により明示するものとする。

#### (1) 任期に関する事項

#### (2) 就業の場所及び從事する業務に関する事項

#### (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無並びに休憩時間、休日及び休暇に関する事項

#### (4) 給与に関する事項

#### (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

### (年齢制限)

第5条 特任教授は、雇用日前において年齢が満76歳に達していない者とする。

### (任期)

第6条 特任教授の任期は1年以内とし、1回に限り再任することができる。

### (給与)

第7条 特任教授の給与の種類は、年俸及び通勤手当とする。

### (年俸の決定)

第8条 年俸は、別表第1の特任教授基本年俸表に定める基本年俸額とする。

2 年俸は次の各号に定める支給月の区分に応じ、当該各号で定める額を支給する。

#### (1) 4月から3月まで 別表第1の特任教授基本年俸表に定める支給月額を支給する。

#### (2) 6月及び12月 別表第1の特任教授基本年俸表に定める支給月額に100分の250を乗じて得た額 (通勤手当)

第9条 通勤手当の額は、給与規程に定める例による。

### (給与の支払い)

第10条 給与の支払いは、給与規程に定める例による。

### (退職)

第11条 特任教授は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職するものとし、特任教授としての身分を失う。

#### (1) 特任教授が退職を願い出て、理事長が承認した場合

#### (2) 任期が満了した場合

#### (3) 死亡した場合

#### (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害される

おそれのある場合

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出した特任教授が就業規則第47条第1項各号のいずれかに該当し、同条の規定により懲戒処分の手続きを行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。
- (退職手当)

第12条 特任教授は、退職手当は支給しない。

(研修)

第13条 特任教授は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 特任教授には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 3 特任教授は、授業に支障がない限り理事長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 4 理事長は、特任教授の研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(就業規則の準用)

第14条 特任教授に係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる就業規則の規定の例による。

- (1) 自己都合退職 第24条
- (2) 解雇 第28条
- (3) 解雇制限 第29条
- (4) 解雇予告 第30条
- (5) 退職者の責務 第31条
- (6) 退職証明書 第32条
- (7) 誠実義務 第34条
- (8) 職務専念義務 第35条
- (9) 服務心得 第36条
- (10) 信用失墜行為の禁止 第37条
- (11) 守秘義務 第38条
- (12) 敷地又は施設内の遵守事項 第39条
- (13) 兼業及び兼職 第40条
- (14) ハラスメントの防止 第41条
- (15) 職務に係る倫理 第42条
- (16) 勤務時間、休日、休暇等 第43条
- (17) 表彰 第46条
- (18) 懲戒 第47条から第49条まで
- (19) 損害賠償 第50条
- (20) 安全衛生 第51条から第55条まで
- (21) 出張 第56条及び第57条
- (22) 公舎等の利用 第58条
- (23) 業務上及び通勤途上の災害 第59条及び第60条
- (24) 職務発明等 第62条

(法令との関係)

第15条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。）

その他関係法令の定めるところによる。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成31（2019）年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2021年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 特任教授基本年俸表（別表第1）

基本年俸額	支給月額
円	円
1,870,000	110,000